

中核発達支援センター事業業務委託仕様書

埼玉県（甲）が受託者（乙）に委託する業務内容は、次のとおりとする。

1 目的

発達障害児等の診療・療育を行っている医療型障害児入所施設を中核発達支援センター（以下、「センター」と言う。）と位置付け、医師、作業療法士等を配置することで発達障害の早期支援体制の充実を図る。

2 業務実施体制

乙は、センターに次の職員を配置しなければならない。

(1) 医師

【東部、西部】 1人

【北部】 0.5人

- ・常勤又は常勤換算。
- ・発達障害等の診療を行う医師であること。

(2) 作業療法士等

【東部、西部】 0.65人

【北部】 0.33人

- ・常勤又は常勤換算。
- ・発達障害児等の療育を行う作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、公認心理師、臨床心理士等又は発達障害児等の診療・療育の補助を行う看護師等の専門職であること。

3 業務の概要

乙は、次の業務を実施することとする。

(1) 発達障害児に対する診療・療育。

(2) 発達障害が疑われる子供に対する診療・診断及び保護者等への相談・助言等の支援。

4 開所日時

センターは、3（1）の発達障害児に対する診療・療育を実施するため、以下のとおり開所を要するものとする。ただし、医師及び作業療法士等の配置がそれぞれ1人に満たない場合には、配置人数に合わせて開所日時を減らすことができる。

また、祝日及び12月29日から1月3日までは休業日とする。

【東部、西部】 月曜日から金曜日まで、午前9時から午後4時まで

【北部】 月曜日から金曜日までのうち週3日、午前9時から午後4時まで

5 関係書類の整備・保存

(1) 委託業務の実施に当たっては、関係帳簿類や支出証拠書を整備し、適切な事業運営に努めること。

(2) 上記の関係帳簿類は、委託業務終了後5年間保存すること。

6 委託料

委託料の対象経費は、配置職員の人件費に係る経費とする。個別療育は医療保険で対応する。

7 個人情報取扱い

乙が本委託業務を実施するに当たり個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

8 不当な差別取扱いの禁止及び合理的配慮の提供

- (1) 乙は、この契約の履行に当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- (2) 乙は、この契約の履行に当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第2項の規定に基づき、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。
- (3) 合理的な配慮の提供に当たっては、厚生労働省の「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」及び埼玉県の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を熟知するとともに、その考え方に基づくように努めなければならない。

9 その他

- (1) 乙は、業務の実施に当たっては、甲と適宜協議し、確認を取りながら行うものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙の双方で協議して決定するものとする。